



発行 新潟県

第 54 号

平成27年7月14日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

43 知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則（人事課）

告 示

- 985 身体障害者福祉法による医師の指定（障害福祉課）
- 986 身体障害者福祉法による医師の指定辞退（障害福祉課）
- 987 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 988 漁業災害補償法による加入区の設定（水産課）
- 989 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 990 県営土地改良事業の工事完了（農地建設課）
- 991 土地改良事業の工事完了（農地整備課）
- 992 土地改良事業の工事完了（農地整備課）
- 993 土地収用法による事業の認定（用地・土地利用課）
- 994 道路の区域変更（道路管理課）
- 995 道路の供用開始（道路管理課）

公 告

- 一般競争入札の実施（大学・私学振興課）
- 特定調達契約の落札者等（税務課）
- 指定管理者の募集（交流企画課）
- 指定管理者の募集（都市整備課）
- 指定管理者の募集（都市整備課）
- 指定管理者の募集（港湾整備課）
- 一般競争入札の実施（出納局会計検査課）
- 特定調達契約の落札者等（警察本部会計課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 特定調達契約の落札者等（病院局業務課）



知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年7月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第43号

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則

第1条 知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則（平成18年新潟県規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前																
地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定により知事の職務を代理する副知事の順序は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>代理の順序</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>副知事 池田 千絵子</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>副知事 寺田 吉道</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	氏名	代理の順序	(略)		副知事 池田 千絵子	(略)	副知事 寺田 吉道	(略)	地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定により知事の職務を代理する副知事の順序は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>代理の順序</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>副知事 花角 英世</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>副知事 池田 千絵子</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	氏名	代理の順序	(略)		副知事 花角 英世	(略)	副知事 池田 千絵子	(略)
氏名	代理の順序																
(略)																	
副知事 池田 千絵子	(略)																
副知事 寺田 吉道	(略)																
氏名	代理の順序																
(略)																	
副知事 花角 英世	(略)																
副知事 池田 千絵子	(略)																

第2条 知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前																
地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定により知事の職務を代理する副知事の順序は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>代理の順序</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>副知事 寺田 吉道</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>副知事 北窓 隆子</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	氏名	代理の順序	(略)		副知事 寺田 吉道	(略)	副知事 北窓 隆子	(略)	地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定により知事の職務を代理する副知事の順序は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>代理の順序</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>副知事 池田 千絵子</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>副知事 寺田 吉道</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	氏名	代理の順序	(略)		副知事 池田 千絵子	(略)	副知事 寺田 吉道	(略)
氏名	代理の順序																
(略)																	
副知事 寺田 吉道	(略)																
副知事 北窓 隆子	(略)																
氏名	代理の順序																
(略)																	
副知事 池田 千絵子	(略)																
副知事 寺田 吉道	(略)																

附 則

この規則中第1条の規定は平成27年7月15日から、第2条の規定は同月17日から施行する。

告 示

◎新潟県告示第985号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定した。

平成27年7月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

氏名	担当する医療の種類	従事する病院又は診療所の名称	所在地	指定年月日	告示事項
西山 佑樹	内科	佐渡市立両津病院	佐渡市浜田177-1	H27.7.1	第15条第1項の医師に指定した
若杉 尚宏	神経内科	長岡赤十字病院	長岡市千秋2-297-1	〃	〃
坪口 晋太郎	神経内科	長岡赤十字病院	長岡市千秋2-297-1	〃	〃
若杉 亮	耳鼻咽喉科	長岡赤十字病院	長岡市千秋2-297-1	〃	〃

佐野 正和	脳神経外科	新潟県立新発田病院	新発田市本町1-2-8	〃	〃
大谷 博	リハビリテーション科	新潟県立リウマチセンター	新発田市本町1-2-8	〃	〃
岩井 昭一	内科	介護老人保健施設さくら苑	加茂市千刈2-8-13	〃	〃
伊藤 孝仁	内科	片桐医院	新発田市住吉町4-3-9	〃	〃
森 香織	耳鼻咽喉科	新潟県立中央病院	上越市新南町205	〃	〃
中川 肇	耳鼻咽喉科	上越総合病院	上越市大道福田616	〃	〃
渡部 公正	整形外科	上越総合病院	上越市大道福田616	〃	〃
中尾 圭介	外科	新潟県立十日町病院	十日町市高山32-9	〃	〃
加藤 智敬	外科	新潟県立十日町病院	十日町市高山32-9	〃	〃
捧 陽介	整形外科	新潟県立十日町病院	十日町市高山32-9	〃	〃
山崎 佐和子	小児科	長岡療育園	長岡市深沢町字高寺2278-8	〃	〃

◎新潟県告示第986号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次の医師は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師の指定を辞退した。

平成27年7月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

氏名	担当する医療の種類	従事する病院又は診療所の名称	所在地	辞退年月日
渡辺 久晃	小児科	渡辺小児科医院	三条市東三条1-2-26	H27.6.2
正木 久明	内科、小児科	正木医院	妙高市小出雲3-7-1	H27.6.16

◎新潟県告示第987号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、糸魚川市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成27年7月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
8月17日（月）	午後1時から2時まで	外波地区公民館	糸魚川市全域
	午後2時30分から4時まで	市振地区公民館	
8月18日（火）	午前9時から正午まで	青海総合文化会館	
	午後1時から4時まで		
8月19日（水）	午前9時から正午まで	糸魚川市役所生事務所	

8月20日(木)	午後1時から4時まで		
8月21日(金)	午前9時から正午まで	磯部地区公民館	
8月24日(月)	午後1時から4時まで	根知基幹集落センター	
8月25日(火)	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで	藤のさとセンター	
8月26日(水)	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで	大和川地区公民館	
8月27日(木)	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで	糸魚川市役所	
8月28日(金)	午前9時から正午まで		
8月31日(月)	午後1時から4時まで		
9月1日(火)	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで		
9月2日(水)	午前9時から正午まで		
9月3日から平成28年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日、30日、31日を除く。	午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで		新潟県計量検定所 特定計量器の所在の場所

3 実施機関

新潟県指定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第988号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第105条第1項第2号ロの規定による加入区(区域及び区分)を次のように定める。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日が平成27年9月1日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が平成27年8月31日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

また、平成16年8月6日新潟県告示第1651号及び平成19年2月2日新潟県告示第194号は、廃止する。

平成27年7月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

加入区の名称	区 域	区 分
内佐渡加入区	佐渡漁業協同組合の地区のうち旧松ヶ崎漁業協同組合、旧赤泊漁業協同組合、旧羽茂漁業協同組合及び旧小木町漁業協同組合の区域	1 大型定置漁業 2 かにかご漁業及びえびかご漁業 3 1から2に掲げる漁業以外の漁業であって旧赤泊漁業協同組合及び旧松ヶ崎漁業協同組合の地区の者が行う漁業 4 1から2に掲げる漁業以外の漁業であって旧羽茂漁業協同組合の地区の者が行う漁業 5 1から2に掲げる漁業以外の漁業であって旧小木町漁業協同組合の地区のうち佐渡市江積及び田野浦の区域の者が行う漁業 6 1から2に掲げる漁業以外の漁業であって旧小木町漁業協同組合の地区のうち佐渡市小木町、小木、宿根木、強清水及び琴浦の区域の者が行う漁業 7 1から2に掲げる漁業以外の漁業であって旧小木町漁業協同組合の地区のうち佐渡市小木町、小木、宿根木、強清水、琴浦、江積及び田野浦を除く区域の者が行う漁業

◎新潟県告示第989号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、五泉市の早出川土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成27年 7 月14日

新潟県新潟地域振興局長

1 就 任

理事 五泉市町屋甲68番地 松澤 聰
 (理事長)
 ” ” 一本杉340番地 皆川 俊和
 ” ” 長橋乙801番地 齋藤 忠
 ” ” 木越荒屋甲3022番地 加藤 久光
 ” ” 論瀬3902番地 大湊 修
 ” ” 橋田己375番地 雲村 守
 ” ” 笹堀782番地 石塚 新一
 ” ” 荻曾根丙193番地 関谷 進一
 ” ” 赤海 1 丁目 8 番58号 加藤 定雄
 ” ” 赤羽671番地 五十嵐 亮一
 ” ” 村松乙445番地 佐久間 公英
 ” ” 木越甲3282番地 土田 徳孝
 監事 ” 宮野下5754番地 須藤 仁
 ” ” 東四ツ屋567番地 佐藤 志津男
 ” ” 丸田戊 9 番地 齋藤 春男

就任年月日 平成27年 6 月28日

2 退 任

理事 五泉市町屋甲68番地 松澤 聰
 (理事長)
 ” ” 中川新3345番地 芳賀 正雄
 ” ” 長橋乙801番地 齋藤 忠
 ” ” 木越甲2939番地 1 土田 一夫
 ” ” 木越荒屋甲3022番地 加藤 久光
 ” ” 橋田己375番地 雲村 守
 ” ” 村松甲6381番地 4 熊倉 久夫
 ” ” 論瀬3902番地 大湊 修
 ” ” 笹堀782番地 石塚 新一
 ” ” 一本杉340番地 皆川 俊和
 ” ” 赤海 1 丁目14番48号 小嶋 要一
 ” ” 荻曾根丙193番地 関谷 進一
 監事 ” 牧149番地の 1 桐生 忠教
 ” ” 宮野下5754番地 須藤 仁
 ” ” 東四ツ屋567番地 佐藤 志津男

退任年月日 平成27年 6 月27日

◎新潟県告示第990号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

平成27年 7 月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

地 区 名	市町村名	事 業 名	完了年月日
新津東部	新 潟 市	農用地保全施設整備(湛水防除)事業	平成27年 6 月 1 日

◎新潟県告示第991号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成27年 7月14日

新潟県糸魚川地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	完了年月日
糸魚川市 糸魚川市土地改良区	今井地区	農業用排水施設整備（基盤整備 促進）事業	平成 27 年 1 月 26 日

◎新潟県告示第992号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成27年 7月14日

新潟県糸魚川地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	完了年月日
糸魚川市 糸魚川市土地改良区	根知地区	農業用排水施設整備（基盤整備 促進）事業	平成 27 年 3 月 25 日

◎新潟県告示第993号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成27年 7月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 起業者の名称

上越市

2 事業の種類

上越市新水族博物館施設建設工事

3 起業地

(1) 収用の部分

上越市五智2丁目地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

上越市新水族博物館施設建設工事（以下「本件事業」という。）は、法第3条第22号に規定する「社会教育法による博物館」に関する事業に該当するため、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は、本件事業に必要な経費について今年度予算措置しており、来年度以降も予算措置することを確認していることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

上越市直江津地区にある上越市立水族博物館では、昭和55年の開館以降、国内外の多種多様な水族を飼育展示し、資料収集や調査研究に取り組み、多くの来館者に対して、水生生物の生態や環境保護などについて学習する機会を提供してきた。

しかし、建設から30年以上が経過し老朽化が著しく、水槽天井部のコンクリート片が剥離し、水槽内に落下、散乱する事故が起きたり、機械設備の不具合が生じたりしている。耐震診断の結果からも耐震力不足が指摘されており、修繕や補強を行ってきたものの、年々修繕費がかさみ、来館者の安全面も危惧されることから、これを新たに建て替えるものであり、本件事業は「上越市新水族博物館基本計画」に掲げられている。

本件事業は、この基本計画に基づき、市が日本海に面しているという立地特性を生かし、日本海の生態系保護に係る専門的な調査研究を行うほか、日本海に生息する多様な生態系の解説を通じて、来館者の環境教育に寄与することを方針としている。本件事業の実施により、子どもたちが遊びながら学べるキッズコーナーや情報・体験コーナーなどの体験学習部門の充実を図り、マゼランペンギンの飼育数が日本一であることを生かした「ペンギンランド」を拡充するなど、生物本来の動きを生かした行動展示や生物との

ふれあい体験を通じて、環境教育に対する関心が高まることが期待できる。これらのことから、環境教育の拠点として果たす役割は大きく、本件事業は公益に資するものである。

本件事業による周辺環境への影響として、周辺道路の混雑については、駐車場に入る車両の専用レーンの設置や大型バスの通行のため市有地を活用して道路を拡幅するほか、シャトルバスの運行など公共交通機関の利用促進による交通分散の方法をとることとしている。また、夜間照明による光害や自動車騒音等については、夜間は落ち着いた雰囲気を出す間接照明を採用し、施設と住宅の間に緑地帯を設けることにより、光害や騒音の影響を最小限にとどめることとしていることから、周辺環境への影響は少ないものと考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

イ 失われる利益

本件事業地について、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に関しては特別の措置を要しないこと、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）に関しては自然保護地区、野生生物保全地区のいずれにも該当しないことをそれぞれ市の担当課に確認している。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は少ないものと認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、必要面積が確保できて、設計や工事に柔軟に対応でき、また周辺環境に与える影響などを勘案して 3 箇所を選定し、経済的条件や飼育生物の移送のしやすさなどを考慮して比較検討した結果、造成工事を要せず、飼育生物等の移送が円滑に行うことができ、周辺環境に与える影響が少なく、必要な面積が確保できる本件起業地が最適地であり最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

現在的水族博物館は、(3)アで述べたように開館から 30 年以上経過し、昨年には水槽天井部のコンクリート片が剥離する事故が起きるなど、来館者の安全面が危惧されている。こうした老朽化した施設に対する不安などから、地元町内会から魅力ある水族博物館の建設を求める要望書が市に提出されており、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、法第 20 条の規定により、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

上越市役所

◎新潟県告示第994号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年 7 月 14 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中深見越後田沢停車場線
- 3 道路の区域

区	間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延	長
---	---	------	-----------	---	---

中魚沼郡津南町大字中深見丙 4009 番 9 から 同郡同町大字中深見2820番 1 まで	新	17.0～34.4メートル	224.1メートル
	旧	12.0～33.0メートル	223.6メートル

◎新潟県告示第995号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年7月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 中深見越後田沢停車場線
- 2 供用開始の区間
中魚沼郡津南町大字中深見丙4009番9から同郡同町大字中深見2820番1まで
- 3 供用開始の期日 平成27年7月14日

公 告

一般競争入札の実施について（公告）

公立大学法人新潟県立看護大学会計規則第17条第1項の規定により、情報科学システムの賃貸借及び保守一式について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成27年7月14日

公立大学法人新潟県立看護大学 理事長 渡邊 隆

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達案件の名称及び数量
新潟県立看護大学情報科学システムの賃貸借及び保守一式
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 賃貸借及び保守の契約期間
平成27年10月1日から平成32年9月30日まで
 - (4) 納入期限
平成27年9月30日（水）
 - (5) 納入場所
入札説明書による。
- 2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問い合わせ等
 - (1) 交付期間
平成27年7月14日（火）から平成27年7月24日（金）まで（公立大学法人新潟県立看護大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（以下「職員の勤務時間等に関する規程」という。）第4条第1項及び第9条各号に規定する日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時15分まで。
 - (2) 交付場所
新潟県立看護大学総務課庶務係（新潟県上越市新南町240番地）
 - (3) 問い合わせ方法
入札説明書による。
- 3 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 平成27年8月10日（月） 午前10時
 - (2) 場所 新潟県上越市新南町240番地
新潟県立看護大学 1階 第1会議室
- 4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

- (1) 公立大学法人新潟県立看護大学契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成27年4月1日以降に会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続き開始の申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく更正手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 平成27年4月1日以降に民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続きの開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 本件公告による貸借借物品等を第三者をして貸付けようとする者にあつては、当該物品等を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。
- (5) 本件公告による貸借借物品等に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを新潟県立看護大学の求めに応じて速やかに提供できることを証明した者であること。
- (6) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、公立大学法人新潟県立看護大学理事長から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

- ア 提出期限 平成27年8月3日（月） 午後5時15分まで
- イ 提出場所 新潟県上越市新南町240番地
新潟県立看護大学総務課庶務係
- ウ 提出方法 本人（法人にあつては代表権限を有する者。以下同じ。）又は代理人の持参又は郵送とする。
（郵送の場合は、書留に限る。）

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、上記書類提出者に対して平成27年8月7日（金）午後5時までにそれぞれ書面で通知する。

6 入札手続等

(1) 入札の方法

- ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。
- イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便（封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。）をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義

本人（入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人）に限る。

(3) 入札書の記載

- ア 使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する部分を除く。）及び日本国通貨とする。
- イ 入札書に記載する金額は、1か月当たりの契約希望金額（上記1に掲げるシステムの貸借借及び保守一式の1か月当たりの賃借料をいう。）及び当該1か月当たりの契約希望金額に60を乗じて得た額（以下「貸借借期間相当額」という。）を併記するものとする。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された貸借借期間相当額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札
- (2) 入札に参加する条件に違反した入札
- (3) 契約事務取扱規程第16条第1項各号に掲げる入札
- (4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

入札書に記載した貸借期間相当額を60で除して得た金額に12を乗じて得た金額に100分の8に相当する金額を加算した金額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、契約事務取扱規程第8条第1号に該当する場合は、免除する。なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額(貸借期間相当額に100分の8に相当する金額を加算した金額)の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、契約事務取扱規程第42条第1号に該当する場合は、免除する。なお、複数の方法による保証は認めない。また、落札者が契約書の取り交わしをしないときは、その者の納付に係る入札保証金は公立大学法人新潟県立看護大学に帰属する。

10 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

- ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、作成者の負担とする。
- イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。
- ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) その他

- ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語(契約当事者に関する記載部分を除く。)及び日本国通貨とする。
- イ 契約の停止等
本件工事に關し、苦情申立てがあったときは契約を停止し、又は解除することがある。
- ウ その他詳細は、入札説明書による。
- エ 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。
(提出がない時は契約を締結しない場合がある。)
- オ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び貸借契約の内容に関しては、契約事務取扱規程その他公立大学法人新潟県立看護大学理事長の定める規程、日本国の関係法令の定めるところによる。

特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年新潟県規則第87号)第15条の規定により次のとおり公告する。

平成27年7月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 調達件名及び数量

平成27年度税制改正に伴う税務総合オンラインシステム改修業務一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県総務管理部税務課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1

3 調達方法

購入等

4 契約方式

随意契約

5 契約日

平成27年7月1日

6 契約者の氏名及び住所

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
東京都江東区豊洲三丁目3番3号

- 7 契約価格
48,823,560円
- 8 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号

指定管理者の募集について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び新潟ふるさと村アピール館条例（平成3年新潟県条例第41号）第6条の規定により、次のとおり指定管理者を募集する。

平成27年7月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 募集する事項

(1) 対象施設及び対象業務

- ア 対象施設 新潟ふるさと村アピール館
イ 対象業務

- (イ) 条例第2条各号に掲げる新潟ふるさと村アピール館の事業の実施に関する業務
(イ) 新潟ふるさと村アピール館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(2) 指定の期間

平成28年4月1日から平成35年3月31日まで

2 申請資格

申請者は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は法人等が構成するグループとし、個人での申請は受け付けない。単独で申請した法人等は、グループの構成員になることはできない。また、複数のグループの構成員に同時になることはできない。

申請者（グループの構成員を含む。）は以下の要件を全て満たす必要がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
(2) 新潟県から指名停止措置を受けていないこと。
(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等により、更正又は再生手続きを開始している者でないこと。
(4) 法人税、消費税、地方消費税及び県税の滞納がないこと。
(5) 経営状況が健全であること。
(6) 新潟県に主たる事務所（本社、本店）を置く又は置こうとする者であること。
(7) 指定管理者になろうとする法人等（グループの構成員を含む。）及びその役員が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者

エ 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(8) 法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

3 募集に関する必要な事項を示す場所等

- (1) 申請書の提出場所、募集条件を示す場所、募集要項の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号 950-8570
新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県産業労働観光部観光局交流企画課企画調整グループ

電話 025-280-5253

(2) 募集要項の交付方法

新潟県産業労働観光部観光局交流企画課で交付するほか、新潟県観光局ホームページからも入手可能である。

(3) 募集期間

平成27年7月15日(水)～平成27年8月31日(月)

(4) 申請書類の提出期限

平成27年8月31日(月)まで

4 その他

(1) 失格 申請書等に虚偽の記載があった場合、本件募集要項において示した条件に反している場合及び審査の公平性に影響を与える行為があった場合は失格とする場合がある。

(2) 指定管理者候補の選定 選定基準に基づく指定管理者審査委員会の審査を踏まえ、指定管理者候補を選定する。

(3) 指定管理者の指定 指定管理者は県議会の議決を経て指定する。

(4) その他 詳細は募集要項による。

指定管理者の募集について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び新潟県都市公園条例(昭和60年新潟県条例第46号。以下「条例」という。)第15条の6第1項の規定により、次のとおり指定管理者を募集する。

平成27年7月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 募集する事項

(1) 対象施設及び対象業務

ア 対象施設 新潟県立植物園

イ 対象業務

(ア) 都市公園の運営に関する業務

(イ) 条例第2条に規定する行為の許可に関する業務

(ウ) 条例第5条に規定する利用の禁止又は制限に関する業務

(エ) 条例第5条の2に規定する有料公園施設の使用の許可に関する業務

(オ) 条例第8条第1項に規定する許可の取消し、効力の停止又は条件の変更に関する業務(前記1(1)イ(イ)及び(エ)に規定する許可に係るものに限る。)

(カ) 都市公園の維持管理に関する業務

(キ) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者に行わせることが適当な業務として知事が定める業務

(2) 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

2 申請資格

申請者は、法人その他の団体(以下「法人等」という。)又は法人等が構成する共同体(以下「グループ」という。)とし、個人での応募は受け付けない。また、申請者(グループの構成員を含む。)は以下の要件を全て満たす必要がある。

(1) 県内に主たる事務所を置く又は置くことが確実に見込まれる法人等であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

(3) 県議会議員が無限責任社員、取締役、執行役員若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人(以下、「役員等」という。)に就任していないこと。

(4) 知事、副知事並びに地方自治法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員が役員等に就任していないこと。(県が資本金その他これに準ずるものを出資している法人を除く。)

(5) 新潟県から指名停止を受けていないこと。

(6) 法人税、消費税、地方消費税及び県税の滞納がないこと。

(7) 会社更生法(平成14年法律第154号)及び民事再生法(平成11年法律第225号)等により、更生又は再生手続きを行っていないこと。

(8) 経営状況が健全であること。

(9) 指定管理者になろうとする法人等（グループを含む。）及びその役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びこれらの者と社会的に非難されるような関係にある団体でないこと。

(10) 植物園及び鑑賞温室等類似施設の管理業務実績があること。（グループで申請する場合は構成員のいずれかが当該管理業務実績を有していること。）

単独で申請した法人等は、他の申請グループの構成員になることはできない。また、複数の申請グループの構成員に同時になることはできない。

なお、グループで申請する場合はグループの代表法人等を定めること。

指定管理者の業務開始前までの期間に、指定管理者の候補として決定された者又は指定管理者としての指定を受けた者が、上記の要件のいずれかを欠くこととなった場合は、その決定又は指定を取り消すこととする。

3 募集に関する必要な事項を示す場所等

(1) 申請書の提出場所、募集条件を示す場所、募集要項の配布場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県土木部都市局都市整備課都市公園班

電話番号 025-280-5440（直通）

(2) 募集要項の配布方法

平成27年7月15日（水）から8月31日（月）午後5時まで、前記3(1)の配布場所で配布する。

新潟県都市整備課ホームページからも入手できる。

(3) 申請書類の提出期間

平成27年8月27日（木）から8月31日（月）午後5時まで

4 その他

(1) 失格 申請書類に虚偽の記載があった場合、申請者が自らのプレゼンテーション実施前に他の申請者のプレゼンテーションの内容（収支計画の内容を含む。）を入手する等公正な審査を妨げるような行為があった場合及び指定管理料の額を不当にせり上げ、又はせり下げる目的をもって談合その他の不正行為をした事実が確認された場合は、失格とする。また、申請書類に不備がある場合並びに新潟県立都市公園指定管理者評価・審査委員会委員及び本募集に関わる県職員に対して、本募集に係る接触の事実が確認された場合は、失格とする場合がある。

(2) 指定管理者候補の選定 選定基準に基づく新潟県立都市公園指定管理者評価・審査委員会の審査を踏まえ、指定管理者候補を選定する。

(3) 指定管理者の指定 指定管理者は県議会の議決を経て指定する。

(4) その他 詳細は募集要項による。

指定管理者の募集について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び新潟県都市公園条例（昭和60年新潟県条例第46号。以下「条例」という。）第15条の6第1項の規定により、次のとおり指定管理者を募集する。

平成27年7月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 募集する事項

(1) 対象施設及び対象業務

ア 対象施設 新潟県立鳥屋野潟公園（女池地区及び鐘木地区）

イ 対象業務

(7) 都市公園の運営に関する業務

(イ) 条例第2条に規定する行為の許可に関する業務

(ウ) 条例第5条に規定する利用の禁止又は制限に関する業務

(エ) 条例第8条第1項に規定する許可の取消し、効力の停止又は条件の変更に関する業務（前記1(1)イ(イ)に規定する許可に係るものに限る。）

(オ) 都市公園の維持管理に関する業務

(カ) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者に行わせることが適当な業務として知事が定める業務

(2) 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

2 申請資格

申請者は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は法人等が構成する共同体（以下「グループ」という。）とし、個人での応募は受け付けない。また、申請者（グループの構成員を含む。）は以下の要件を全て満たす必要がある。

- (1) 県内に主たる事務所を置く又は置くことが確実に見込まれる法人等であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 県議会議員が無限責任社員、取締役、執行役員若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下、「役員等」という。）に就任していないこと。
- (4) 知事、副知事並びに地方自治法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員が役員等に就任していないこと。（県が資本金その他これに準ずるものを出資している法人を除く。）
- (5) 新潟県から指名停止を受けていないこと。
- (6) 法人税、消費税、地方消費税及び県税の滞納がないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等により、更生又は再生手続きを行っていないこと。
- (8) 経営状況が健全であること。
- (9) 指定管理者になろうとする法人等（グループを含む。）及びその役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びこれらの者と社会的に非難されるような関係にある団体でないこと。
- (10) 公園又は公園類似施設の管理業務実績があること。（グループで申請する場合は構成員のいずれかが当該管理業務実績を有していること。）

単独で申請した法人等は、他の申請グループの構成員になることはできない。また、複数の申請グループの構成員に同時になることはできない。

なお、グループで申請する場合はグループの代表法人等を定めること。

指定管理者の業務開始前までの期間に、指定管理者の候補として決定された者又は指定管理者としての指定を受けた者が、上記の要件のいずれかを欠くこととなった場合は、その決定又は指定を取り消すこととする。

3 募集に関する必要な事項を示す場所等

- (1) 申請書の提出場所、募集条件を示す場所、募集要項の配布場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県土木部都市局都市整備課都市公園班

電話番号 025-280-5440（直通）

- (2) 募集要項の配布方法

平成27年7月15日（水）から8月31日（月）午後5時まで、前記3(1)の配布場所で配布する。

新潟県都市整備課ホームページからも入手できる。

- (3) 申請書類の提出期間

平成27年8月27日（木）から8月31日（月）午後5時まで

4 その他

- (1) 失格 申請書類に虚偽の記載があった場合、申請者が自らのプレゼンテーション実施前に他の申請者のプレゼンテーションの内容（収支計画の内容を含む。）を入手する等公正な審査を妨げるような行為があった場合及び指定管理料の額を不当にせり上げ、又はせり下げる目的をもって談合その他の不正行為をした事実が確認された場合は、失格とする。また、申請書類に不備がある場合並びに新潟県立都市公園指定管理者評価・審査委員会委員及び本募集に関わる県職員に対して、本募集に係る接触の事実が確認された場合は、失格とする場合がある。
- (2) 指定管理者候補の選定 選定基準に基づく新潟県立都市公園指定管理者評価・審査委員会の審査を踏まえ、指定管理者候補を選定する。
- (3) 指定管理者の指定 指定管理者は県議会の議決を経て指定する。
- (4) その他 詳細は募集要項による。

指定管理者の募集について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び新潟県柏崎マリーナ条例（平成2年新潟県条例第17号、以下「条例」という。）第15条の規定により、次のとおり指定管理者を募集する。

平成27年7月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 募集する事項

(1) 対象施設及び対象業務

ア 対象施設

柏崎マリーナ

イ 対象業務

(ア) 柏崎マリーナの施設及び設備の維持管理に関する業務

(イ) 柏崎マリーナにおける条例第5条第1項に規定する使用の許可に関する業務

(ウ) 柏崎マリーナにおける条例第11条第1項に規定する許可の取消し等（第5条第1項に規定する使用の許可に係る許可の取消し及び条件の変更に限る。）に関する業務

(エ) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者に行わせることが適当な業務として知事が定める業務

(2) 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

管理運営実績について、外部委員会による中間評価を行った結果、支障がないと判断される場合は、指定期間を更に5年間延長する場合がある。

2 申請資格

次の要件を満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 県議会議員が無限責任社員、取締役、執行役員若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下「役員等」という。）に就任していないこと。

(3) 知事、副知事並びに地方自治法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員又は委員が役員等に就任していないこと。（県が資本金その他これに準ずるものを出資している法人を除く。）

(4) 県の指名停止措置を受けていないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。

(6) 県税等を滞納していないこと。

(7) 経営状況が健全であること。

(8) 県内に主たる事務所を置く又は置こうとする法人等であること。

(9) 指定管理者になろうとする法人等及びその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

3 募集に関する必要な事項を示す場所等

(1) 申請書の提出場所、募集条件を示す場所、募集要項の配布場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県交通政策局港湾整備課管理係

電話番号 025-280-5466（直通）

FAX番号 025-285-9375

(2) 募集要項の配布方法

平成27年7月15日(水)から8月31日(月)まで、前記3(1)の配布場所で配布する。

本件募集要項等については、新潟県交通政策局港湾整備課ホームページからも入手できる。

(3) 申請書類の提出期間

平成27年8月24日(月)から8月31日(月)まで

4 その他

(1) 失格

虚偽の申請を行った場合及び本件募集要項において示した条件に反した場合は、失格とする場合がある。

(2) 指定管理者候補者の選定

選定基準に基づく指定管理者審査委員会の審査を踏まえ、指定管理者候補者を選定する。

(3) 指定管理者の指定

指定管理者は県議会の議決を経て指定する。

(4) その他

詳細は募集要項による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、除雪機械等の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成27年7月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

ア 除雪ドーザ（14 t 級、反転エッジ付）	1 台
イ 除雪ドーザ（14 t 級、反転エッジ、両サイドシャッター付）	1 台
ウ 小形除雪車（1.0m級）	1 台
エ 凍結防止剤散布車（湿式 3 t 級、4×4）	1 台
オ 凍結防止剤散布車（湿式 4 t 級、4×4）	1 台

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成28年3月17日（木）

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

上記1(1)ア～ウについては、落札決定に当たり、件名ごとに入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「除雪機械価格」という。）に自賠責保険料を加算した額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった除雪機械価格の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、上記1(1)エ及びオについては、落札決定に当たり、件名ごとに入札書に記載された金額から、使用済自動車の再資源化に関する法律（平成14年法律第87号）によるリサイクル料金等（以下「リサイクル料金等」という。）を除いた金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「車両価格」という。）に、リサイクル料金等、自賠責保険料及び自動車重量税を加算した額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった車両価格の108分の100に相当する金額にリサイクル料金等を加算した金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

(4) 本調達物品の仕様に適合する物品であることが確認できた者であること。

(5) 当該調達物品納入後10年間以上の部品の供給が可能であり、また修理に必要なサービス工場等を有し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることが確認できた者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県出納局会計検査課物品契約係

電話番号 025-280-5490

Eメール ngt190030@pref.niigata.lg.jp

(2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

(3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にとっては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

(4) 入札書の受領期限

平成27年8月24日(月) 午後5時

(5) 開札の日時及び場所

平成27年8月25日(火) 午前10時

新潟県庁出納局会計検査課入札室

4 その他

(1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。)第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

資格者名簿に登載されていない者で、本調達物品の入札への参加を希望するものは、新潟県物品入札参加資格審査申請書を平成27年8月4日(火)までに、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

(5) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を平成27年8月13日(木)午後5時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(6) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要

(8) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県)へ通報報告を行うこと。

(9) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(10) 契約の停止等

当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続(平成8年1月新潟県告示第209号)に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(11) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased:

① Snow plow with reversible edge (Wheel type: 14-ton class) [1] unit

② Snow plow with reversible edge and dual-side shutters (Wheel type: 14-ton class) [1] unit

③ Small size snow blower (Clearing width: 1.0-meter class) [1] unit

④ Anti-icing material spreader truck (Four wheel drive, Wetting system ; maximum carrying capacity: 3-ton class) [1] unit

⑤ Anti-icing material spreader truck (Four wheel drive, Wetting system ; maximum carrying capacity: 4-ton class) [1] unit

- (2) Deadline for bid participant applications:
5 : 00P.M. August 13, 2015
- (3) Date of bid opening:
10 : 00A.M. August 25, 2015
- (4) For more information, please contact the following division in Japanese:
Audit Division
Bureau of the Treasury
Niigata Prefectural Government
4 - 1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture
950-8570
JAPAN
TEL: 025-280-5490
E-mail : ngt190030@pref.niigata.lg.jp

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成27年7月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 調達件名及び数量
端末装置等の借上げ 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県警察本部警務部会計課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法
借上げ
- 4 契約方式
一般競争入札
- 5 落札決定日
平成27年6月29日
- 6 落札者の氏名及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社新潟支店
新潟県新潟市中央区万代4丁目4番27号
- 7 落札価格
594,799,200円
- 8 入札公告日
平成27年5月15日
- 9 落札方式
最低価格

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、生化学自動分析装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成27年7月14日

新潟県立津川病院長 原 勝人

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量
生化学自動分析装置 一式

- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成27年9月30日(水)
- (4) 納入場所
新潟県立津川病院
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 959-4497
新潟県東蒲原郡阿賀町津川200番地
新潟県立津川病院
電話番号 0254-92-3311

- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限
平成27年7月21日(火)午後3時00分

4 入札、開札の日時及び場所

- 平成27年7月24日(金)午前11時00分
新潟県立津川病院 機能訓練室

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立津川病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

② 詳細は入札説明書による。

特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について落札者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成7年新潟県病院局管理規程第17号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成27年7月14日

新潟県病院事業管理者 若月 道秀

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
X線CT診断装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する機関の名称及び住所
新潟県病院局業務課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 落札者を決定した日
平成27年6月29日
- 4 落札者の氏名及び住所
ジェイメディカル株式会社
新潟県新潟市東区紫竹卸新町1808番地22
- 5 落札金額
79,920,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 公告を行った日
平成27年5月19日
- 8 物品等を設置する機関の名称及び所在地
新潟県立十日町病院
新潟県十日町市高山32番地9